

●退職手当

1) 一般の退職手当

退職(任用期間の満了)に際しては退職手当が支給されます。

$$\text{退職手当} = \text{基本額(退職日給料月額)} \times \text{支給率(退職理由・勤続年数別)}$$

引き続き6ヶ月以上勤務した臨時的任用職員に支給されます。(退職手当条例第3条適用)

支給率……退職事由が期限満了の場合は給与月額の1ヶ月分

退職事由が自己都合の時は0.6ヶ月分

2) 失業者の退職手当

受給資格を満たす場合は、退職手当条例第11条の規定にもとづいて「失業者の退職手当」が支給されます。

① 受給資格

- ・ 勤続期間が12月以上あること
- ・ 退職日の翌日から1年以内で、失業していること
- ・ 一般の退職手当の額が、雇用保険法が適用されると仮定した場合の「基本手当」の総支給額に満たないこと
- ・ 待機日数を超過して失業していること

※待機日数＝[受給した一般の退職手当額]÷[雇用保険の基本手当日額]

② 支給される額

支給額＝[雇用保険の基本手当日額]×[失業日数]

※失業日数＝[基本手当の所定給付日数(90日)]－[待機日数]

③ 支給される時期

最寄りの公共職業安定所で失業の証明を受けた翌月に支給

「賃金・諸手当はどうなってるの？」
の「臨時的任用教員」(常勤講師) No
2047の続きです。

2. 非常勤講師

●賃金……授業1時間あたり2,860円

※試験問題作成、補習、打ち合わせなども授業に準じるものとして扱われます。

※2013年度賃金確定闘争の中で、賃金引き上げを勝ち取りました。

●交通費……時間割変更・行事等により勤務曜日以外に出勤した場合も支給(2015年4月～)

●非常勤講師には諸手当一時金は支給されません。

●非常勤講師には退職手当は支給されません。

●支給日……翌月の10日

大教組は
こう考えています

非常勤講師の賃金は09年度～、月額報酬が廃止され1時間あたりの報酬に変更されました。大教組は制度を元に戻すこと、さらに非常勤講師にも労働実態に応じて一時金を支給するなど、抜本的な賃金改善を要求しています。

「賃金・諸手当はどうなってるの？」の「非常勤講師」(時間講師)

chapter
3

保険や年金はどうなってるの？

1. 臨時的任用職員

●社会保険等……全国健康保険協会(協会けんぽ)管掌保険・厚生年金に加入します。

任用期間が2ヶ月を超える場合は任用初日から加入します。当初の任用期間が2ヶ月以内の者が1ヶ月を超える更新をすることになった場合は更新日以降に加入します。2ヶ月未満の任用期間の場合は、国民健康保険に加入するか、扶養家族となって家族の健康保険に入ります。

※月途中で任用がきれる臨時的任用の場合、その月の厚生年金掛け金は給与から支払われていません。

※協会けんぽ管掌健康保険の加入者は、任用が切れた時、20日以内に手続きを行うことで(失業中も)2年間の任意継続が可能です。

●雇用保険……任用期間にかかわらず、任用の当初から加入しません。

●公立学校共済組合への加入(任用が12ヶ月を超える場合)勤務日が18日以上ある月が引き続いて12月を超える場合に、13月目の初日から加入資格を取得します。

●災害補償……公務災害、通勤災害が適用されます。



2. 非常勤講師

●社会保険等……非常勤講師には社会保険が適用されません。国民健康保険・国民年金等への加入手続きが必要となります。扶養家族になって、家族の健康保険に入ることできます。

●災害補償……労災保険が適用されます。



臨時教職員の権利紹介③
1学期から臨時教職員
の権利を紹介しています。
前回の続きと「保険・年金」の制度です。